各戸メータ設置申請及び設置条件誓約書（受水槽給水用）

１　この度、給水装置工事申込を行うにあたり、受水槽以下に各戸メータを別記のとおり設置しますので設置承認をお願いいたします。

２　各戸メータの設置承認を申請した受水槽以下装置（以下「この装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は、一切所有者または使用者が負うとともに必要の都度、定期または随時に点検を行い、メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され、または漏れることのないよう努めます。

なお、この装置において漏水が発生した場合、その漏水により貴組合に与えた損害は、所有者または使用者が負担します。

３　この装置は、次の条件に適合する構造とし、かつ、「給水装置工事施行基準（Ⅳ　メータ止水栓の設置）」を遵守する等全て貴組合の指示を履行いたしますので、完了検査合格後において、「集合住宅等の検針、徴収事務に関する特別契約書」の締結の申出の際は、よろしくお取り計らいください。

　　なお、契約が締結された以降においても貴組合の指示を遵守致します。

≪条件≫

■　給水形態

　　自然流下または加圧式給水構造のものであり、かつ、井水、その他の水と混合しないものであること。

■　配管構造

　⑴　停滞空気の発生しないものであること。

　⑵　衝撃防止のための措置を行ったものであること。

　⑶　逆流防止のための措置を行ったものであること。

　⑷　凍結防止のための措置を行ったものであること。

■　メータ設置環境

　⑴　メータ損傷の危険がなく、メータが水平に取り付けられ、かつ、指針が直接読み取れる構造であること。

　⑵　メータ設置、点検及び取替作業が容易に行えるものであること。

　⑶　メータ前には、貴組合が指定する逆止弁付伸縮式ボール止水栓を設置すること。

　⑷　凍結防止の措置を講じたものであること。

　⑸　遠隔指示メータとした場合、集中検針盤は安全で容易に検針できる場所に設置し、雨がかからないこと。

４　この装置に対し、貴組合が必要と認めたときは、構造及び使用材料などの調査を行うことを承諾します。また、調査により指示された事項は、指定期間内に履行します。

５　この装置の設置工事は、貴組合指定工事業者に施工させます。

６　受水槽手前に設置する貴組合より貸与されるメータの使用水量が、各戸メータの合計使用水量の８％を超える差が生じた場合は、その差水量にかかる料金についてお支払いします。

７　上記事項の条件について、取り扱い上なお必要な事項については、丹羽広域事務組合水道事業給水条例、同施行規則及び給水装置工事施行基準にならって施行します。

８　上記事項の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等について、当事者間で解決し、一切貴組合に迷惑を掛けません。

９　この装置の維持管理及び貴組合に対する連絡等の事項を処理するため給水条例第１５条の規定に基づき管理人を選定し、届け出ます。また、給水条例第１８条の規定に基づき届出内容に変更があったときも届出ます。

10　この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付のものであることを承知させるとともに直ちに所有者の変更を貴組合に届出ます。

年月日

　丹羽広域事務組合管理者　様

|  |  |
| --- | --- |
| 受水槽以下装置メータ設置申請者 | 住　所氏　名　　　　　　　　　　　　※記名押印又は署名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 |  |
| 各戸メータ設置種別 | 新規　・　改造（　増　・　減　・　遠隔-平型　） | 住宅種別 | 分譲　・賃貸 |
| 各戸メータ口径・個数 | 口径個数 | 13㎜ | 20㎜ | 　　㎜ | 共　用 | 13㎜ | 20㎜ |
| 設置個数（改造前の個数） | 　　個（　） | 　　個（　） | 　　個（　） | 　　個（　） | 　　個（　） |
| 方　式 | 直読平型　・　遠隔指示 | 　遠隔装置ﾒｰｶｰ名　　検針盤型式　 |
| 受　水　槽 | ㎥　×　　基 | 高架水槽 | ㎥　×　　基 |
| 指定給水装置工事事業者 |  | 備　　　　考 |  |